

公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、災害等準備金の拠出状況について下記のとおり公告します。

令和7年11月28日

社会福祉法人 山口県共同募金会
会長 大窪正行

記

1 拠出の趣旨

令和7年8月に発生した豪雨水害で大きな被害に見舞われた熊本県では、県内10市町に災害ボランティアセンターが設置されたが、これらの運営等の経費について、熊本県共同募金会だけでは対応が困難になったことから、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの運営等を支援するため、本県における災害等準備金を拠出する。

2 拠出先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

3 拠出額

780,000円

4 拠出年月日

令和7年12月3日